

練馬区独立70周年記念誌編さん委員会設置要綱

平成27年6月18日
27練総情第127号

(設置)

第1条 練馬区独立70周年記念誌（以下「記念誌」という。）の編さんおよび刊行に関する基本的事項を調査検討するため、練馬区独立70周年記念誌編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、つぎに掲げる事項について調査検討する。

- (1) 記念誌の編さん方針に関すること。
- (2) 記念誌の構成および編集内容に関すること。
- (3) その他記念誌の編さんおよび刊行に関して区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、つぎに掲げる者のうちから区長が委嘱または任命する委員をもって構成する。

- (1) 練馬区の地域、歴史および文化に関する優れた識見と深い理解を有する学識経験者
- (2) 区職員（別表第1に掲げる職にある者を充てる。）
- (3) その他区長が指名する者

2 委員会に委員長を置き、委員のうちから区長の指名によってこれを定める。

3 委員長は、委員会を主宰し、これを代表する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ定めた委員がその職務を代行する。

(作業部会)

第4条 委員会の下に記念誌に関する資料の収集、記念誌の編集、執筆等の作業、検討等を行う作業部会を設置する。

(作業部会の構成)

第5条 作業部会は、つぎに掲げる者のうちから区長が委嘱または任命する部会員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区職員（別表第2に掲げる職にある者を充てる。）
- (3) その他区長が指名する者

2 作業部会に部会長を置き、部会員のうちから区長の指名によってこれを定める。

3 部会長は、作業部会を主宰し、これを代表する。

4 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ定めた部会員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会および作業部会は、必要に応じてそれぞれ委員長および部会長が招集する。

(任期)

第7条 委員および部会員の任期は、委嘱または任命の日から記念誌の編さんおよび刊行に関する必要な作業が終了する日までとする。

(意見聴取)

第8条 委員長および部会長は、必要があると認めるときは、委員または部会員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(謝礼金)

第9条 委員に支払う謝礼金の額については、別に定める。

(庶務)

第10条 委員会および作業部会の庶務は、総務部情報公開課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会および作業部会の運営等に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

職 名
専門調査員、総務部を担任する副区長、区長室長、企画部長、総務部長、地域文化部長、教育振興部長、区長室副参事(広報戦略担当)、文化・生涯学習課長、情報公開課長

別表第2 (第5条関係)

職 名
専門調査員、総務部長、区長室副参事(広報戦略担当)、文化・生涯学習課長、文化・生涯学習課学芸員、情報公開課長